

# かとう国保だより

“平成23年度の国民健康保険税率の見直しを行いました”  
 ~ 資産割を廃止し、3方式(所得割・均等割・平等割)へ変更 ~

国民健康保険(国保)は、加入者のみなさま(被保険者)が病気やけがをされたときに、安心して医療機関にかかることができるように、国民健康保険税(国保税)を出し合い、相互に支えあう制度です。

今、国保では高齢化や医療技術の進歩などにより、医療費が年々増加し、国保の財政運営が大変厳しい状況になっています。

今回の税率改正は、医療費等の増加に対し今後の国保運営を維持していくこと、資産割を廃止することで税負担の公平性を保持しつつ被保険者の急激な負担増とならないよう配慮していますので、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

## 資産割廃止の主な理由

- ・ 利益を生まない居住用等の資産にも課税されている。
- ・ 資産割は固定資産税と重複課税との捉え方が強い。
- ・ 所得が無い方にも資産割は課税されるため、低所得者層の負担となっている。
- ・ 後期高齢者医療制度では資産割課税を採用していない。資産割廃止分と医療費等の増加分を所得割・均等割・平等割に配分し、税率を見直しているため、所得や加入者数に変更がなくても税額が増減することになります。

( )内は、平成22年度分です。

平成23年度の国保税率表		医療給付費分 全加入者対象	後期高齢者支援金等分 全加入者対象	介護納付金分 40歳以上65歳未満対象
所得割額	被保険者の平成22年中の基準総所得金額に対し	6.64% (6.20%)	2.62% (2.40%)	2.10% (1.92%)
資産割額	被保険者の固定資産税額(土地家屋にかかる税額)に対し	廃止 (7.70%)	廃止 (2.70%)	廃止 (2.90%)
均等割額	被保険者1人ごとに	26,600円 (25,000円)	9,900円 (8,300円)	10,200円 (9,400円)
平等割額	1世帯ごとに	特定世帯以外の世帯	21,500円 (19,800円)	7,600円 (6,600円)
		特定世帯	10,750円 (9,900円)	3,800円 (3,300円)
の合計額が1年間の国保税額となります。 ただし、右の賦課限度額を超えることはありません。		51万円 (50万円)	14万円 (13万円)	12万円 (10万円)

「国保税額の算定方法」… 国保税額は、国保加入者について算定した所得割額、均等割額、平等割額(世帯)の合計額になります。  
 「基準総所得金額」とは…平成22年中の総所得金額及び山林所得金額の合計額から33万円(基礎控除)を控除した金額をいいます。  
 「特定世帯」とは…国保に加入していた方が後期高齢者医療制度に移られたことにより、被保険者が一人だけになった世帯。

## 国保税の軽減等について

低所得者に対する軽減(申請は不要です)

前年の所得が一定基準以下の世帯の均等割額及び平等割額を7割、5割、2割軽減するものです。

7割軽減該当世帯 世帯主及び国保加入者の前年中の合計所得金額が33万円以下の世帯

5割軽減該当世帯 世帯主及び国保加入者の前年中の合計所得金額が{33万円+(24万5千円×世帯主を除く被保険者数と世帯主を除く特定同一世帯所属者の合算)}以下の世帯

2割軽減該当世帯 世帯主及び国保加入者の前年中の合計所得金額が{33万円+(35万円×被保険者数と特定同一世帯所属者の合算)}以下の世帯

注)1 軽減の判定は、世帯主及び国保加入者全員の所得金額が対象となります。

2 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度に移行され国保の資格を喪失した方です。

非自発的失業者に対する軽減(申請が必要)

この制度は、昨今の景気状況・雇用情勢等に鑑み、会社の都合により離職(倒産、解雇等の事業主の都合による離職)を余儀なくされた雇用保険の特定受給資格者、又は正当な理由のある自己都合により離職した特定理由離職者について、国保税の計算並びに高額療養費等の所得区分判定において、該当者の給与所得を30/100として算定するものです(ただし、給与所得以外は100/100で算定)。適用条件に該当される方は、保険・医療課又はお近くの窓口センターへ申請してください。

【軽減措置適用条件】

国保加入者で、離職時点で65歳未満であること。

雇用保険受給資格者で、離職理由コードが「11、12、21、22、23、31、32、33、34」であること。

該当者の保険税額算定の基準となる年の給与所得があること。

【軽減期間】 離職日の翌日から翌年度末までの期間(ただし、平成21年3月31日~平成22年3月30日の間に離職された方は平成22年度に限り軽減されます)。

【申請に必要なもの】 雇用保険受給資格者証 印鑑

軽減が適用される場合は、申請月の翌月以降に税額の更正通知をお送りします。

## 後期高齢者医療制度の創設に伴う国保税の軽減

### 国保税の軽減が引き続き受けられます。(申請は不要です)

既に軽減を受けている世帯は、後期高齢者医療制度へ移行することにより、世帯の国保加入者が減少しても、世帯構成や収入が変わらなければ、5年間移行前と同じ軽減措置を受けることができます。(移行した国保加入者を含めて減額の判定を行います。)

### 平等割額が半額になります。(申請は不要です)

特定世帯については、世帯ごとの平等割額が介護納付金分を除いて5年間半額になります。

### 社会保険などの被扶養者であった方が国保に加入された場合(申請が必要ですが)

社会保険などの被保険者本人が、後期高齢者医療制度へ移行されたことにより、その被扶養者(65歳以上75歳未満)の方が国保に加入された場合(旧被扶養者という。)申請により当分の間減免が受けられます。

- ア) 旧被扶養者に係る所得割額が課税されません。
- イ) 旧被扶養者に係る均等割額が半額になります。
- ウ) 旧被扶養者のみの国保世帯の場合は、平等割額が半額になります。  
イ)とウ)は7割又は5割軽減世帯に該当する場合は除きます。

#### 確定申告・住民税申告が必要!!

国保税額の算定又は、税額の軽減適用や高額療養費等の給付額の決定については、世帯主及び国保加入者全ての方の所得情報が必要となりますので、収入の多少に関わらず必ず申告をしましょう。

その他、災害等に関する減免制度もありますので、お問い合わせください。

## 国保税の納税について

### 世帯主が納税義務者になります

国保に加入していない世帯主であっても、世帯に国保加入者がいる場合には、世帯主に国保税が課税されます。

### 普通徴収の納期

年税額を8回に分けて、納付していただきます。年度途中の加入の場合は、届出をした翌月以降の納期回数で納付していただくことになります。1年分の税額を全納される場合は、第1期から第8期までの納付書で一括納付してください。

\*平成23年度の納期限……納税は、納め忘れのない口座振替制度をお勧めします。

期別	月日	期別	月日	期別	月日	期別	月日
1期	8月1日	2期	8月31日	3期	9月30日	4期	10月31日
5期	11月30日	6期	12月26日	7期	翌年1月31日	8期	翌年2月29日

### 特別徴収の制度について(次の条件を満たす方が対象です。)

- 世帯主が国保加入者であること。
- 世帯の国保加入者が全員65歳以上75歳未満であること。
- 1年間に受け取る年金額が18万円以上であること。
- 介護保険料が特別徴収であること。
- 国保税と介護保険料と合わせた額が年金額の1/2を超えていないこと。
- 国保税の納付の方法が口座振替でないこと。

#### 特別徴収から普通徴収への切替手続

年金からの天引きで納付するのではなく、口座振替による納付を希望される場合は、「国保税納付方法変更申出書」を提出していただく必要があります。

## 年度途中の加入・脱退の場合

資格取得日又は喪失日は、その年度まで遡及します。

年度の途中で国保に加入された時は、資格取得された月から月割りりで計算します。また、年度の途中で脱退された時は、資格喪失された月の前月までの月割りりで計算します。

途中加入の場合 / (年間国保税額 ÷ 12) × 資格取得した月から3月末までの月数

途中脱退の場合 / (年間国保税額 ÷ 12) × 4月から資格喪失月の前月までの月数

## 特定健診を受けましょう

受診料金: 1,000円

国保加入者のうち40歳以上75歳未満の方を対象にした特定健診は、生活習慣病の根拠となるメタボリックシンドロームとその予備群の方を早期に発見し、予防重視の保健指導を行うことが目的です。

加東市では“まちぐるみ総合健診”で特定健診を行っていますが、指定医療機関でも健診を受けることができますので、保険・医療課までお問い合わせください。(直通48-3002)

#### 健診は健康の第一歩です!!

定期的に健診を受けられていない方は受けられている方より病気が重症化する分析データが出ています。

### 【受診までの流れ】

申込(保険・医療課まで)

受診券・受診キットの送付

指定医療機関への予約

受診

### 【お問い合わせ先】 詳しくは、下記の担当課までお問い合わせください。

国保の加入や脱退の手続き、高額療養費等給付に関すること・・・保険・医療課(滝野庁舎)(直通0795-48-3002)

国保税に関すること・・・税務課(社庁舎)(直通0795-43-0397)